資料１－３

大学設置基準等の一部を改正する省令案等に係るパブリック・コメントにおける主な提出意見と文部科学省の考え方について

実施時期：令和４年７月８日～令和４年８月６日（30 日間）
提出意見総数：200 件

（教育研究実施組織関係）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
教員組織と事務組織を廃止して新たに「教育研究実施組織」を設立することは、結果として教育研究の質の低下につながりかねず、組織の再編による一時的な業務量の増大の懸念もある。	教育研究実施組織等に係る改正は、学位プログラムの実施や見直しなどの教育研究活動等を行うに当たり、大学の組織機能の明確化や、教員と事務職員等相互の協働を前提とした役割分担、責任の明確化等を目的としたものであり、必ずしもこれに対応する新たな「組織」を設けることを求めるものではありません。
改正により、教員組織、事務組織のそれぞれの役割・必要性があいまいとなるのではないか。現行規定でも、教員・職員の協働・協力関係を進めることは可能である。	今回の改正により、条文上、適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制の確保を明記しつつ、教員と事務職員等の関係を一体的に規定することで、教育研究活動から厚生補導まで含めた教職協働の実質化が促進され、より一層の教育研究活動の質向上を期待するものです。

（基幹教員関係）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
現在でも既に人手不足に陥っている大学教員が、更に人員削減される可能性があるので見直すべきと考える。	基幹教員制度については、人員削減を意図したものではなく、教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイントメント等による人材確保を期待して導入するものであり、今後その趣旨も含め、適切に周知等を図ってまいります。なお、基幹教員に関する情報は、各大学において公表することとなります。

基幹教員制度を導入することによって、従来の専任教員数の４分の１は事実上非常勤教員に置き換えられることになり、教育の質の低下は免れないので反対である。	４分の１の範囲内で必要最低教員数に算入することができる基幹教員についても、教育課程の編成等に責任を担うことを要件としています。教育課程の編成等に責任を有さずに、単に担当の授業科目を指導するのみの非常勤の教員については、基幹教員にはなりません。
基幹教員に係る改正によって、大学教員は教育だけをすれば足りるというような考え方が助長されることを危惧している。我が国の研究力の低下を招くことは絶対に避けるべきと考える。	今回の改正により、基幹教員については教育課程の編成その他の学部の運営に責任を担う者であることを明確にしたものですが、このことは、大学における研究の位置付けに何ら影響を与えるものではなく、今後とも、教育、研究、社会貢献が大学の重要な機能であることに変わりありません。

（教育課程等の特例制度関係）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
各規定に具体性がなく、恣意的に運用される可能性が高い。大学設置基準の「必要な最低条件を定める」という役割を失わせかねないものであり、反対である。	今回、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部によらないことができる特例制度を新設し、基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組の促進等につながることを期待するものです。特例の認定に当たっては、大学設置、大学教育等に見識を有する者から構成される有識者会議の公正な審査等を経ることとしており、恣意的な運用にはならないものと認識しています。 なお、認定後は年１回の実施状況報告が必要となるほか、万が一、運用に問題点等が疑われる場合の報告徴収や認定取消しの規定を設けています。

（その他関係）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
単位の授与は、「試験」だけではなく「大学が定める適切な方法」によって単位の取得を認める改正が盛り込まれている。これは「大学は、入学が難しくて卒業は簡単。だから大学教育に中身がない。」と批判される日本の大学の現状を国が追認してお墨付きを与えるものである。	従前、単位の授与に係る「試験」には、レポートなど多様な学修評価方法を含むと解釈してきているところであり、今回、こうした解釈に即し、多様な学修評価方法により単位を与えることを明確化したものです。また、「教学マネジメント指針」においても示しているとおり、単位の授与に当たっては、各大学おける厳格な成績評価が求められるところであり、引き続きその趣旨の周知を図ってまいります。
パブリック・コメント締切日から施行日までの期間が短すぎること、また、この内容を全大学に周知し学則をはじめとした学内規定の整備を行うことを考慮すると、拙速である。	本改正については、現に設置されている大学等に対する基幹教員、校舎及び研究室に関する各規定の適用については従前の例によることができることとするなどの経過措置を設けており、大学の準備が整ってから適用することも可能としています。また、改正の趣旨及び内容について、引き続きしっかりと周知を図ってまいります。